

印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い

日頃から税務行政に対して、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

国税庁では、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、印紙税過誤納確認申請書（過誤納となった事実を証するため必要な文書等を含みます。以下「申請書」といいます。）を提出する際には、業務センター宛に郵送いただくようお願いします。

また、業務センターの所在地（申請書の送付先）や印紙税過誤納確認申請のご相談等で来署される場合の電話予約の連絡先（税務署）は、右コードから検索可能です。



（ご留意いただきたい点）

- 確認する事項や不足書類がある場合には、税務署又は業務センターの担当の職員から電話で連絡しますので、申請書には、日中に連絡可能な電話番号を記載してください。
- 審査の結果、還付を行う場合には、「国税還付金振込通知書」を、還付の対象とならない場合には、「印紙税の過誤納の事実の確認をしないことの通知書」を郵送します。
- 過誤納確認の対象となる文書の返却を希望される場合は、郵送により返却します。返却を希望される場合は、申請書の「文書の返却の要否」（「G08」ほか）欄に「1」、返却を希望されない場合は、「2」を記載してください。
 なお、文書の返却を希望される場合で、文書の返却先が申請書の「住所（E01）」と異なる場合、「E23」欄に文書の返却先の氏名又は名称及び住所、「T02」欄に担当の電話番号を記載してください。
 （注） 「文書の返却の要否」（「G08」ほか）欄について、記載事項に漏れないよう、よくご確認の上、提出してください。
 なお、文書は、申請者等及び事務代理人以外に返却できません。
- 還付金の支払手続は、申請書のご提出から、おおむね3か月かかります。
- 印紙税過誤納確認申請のご相談等で来署される場合は、手続等に十分な面接時間を設ける必要があることから、電話で事前にご予約をお願いします（税務署の連絡先は、上記コードから検索可能です。）。